

「松阪飯南ウィンドファーム発電所に係る環境影響評価準備書」に対する
環境大臣意見

本事業は、合同会社松阪飯南ウィンドファームが、三重県松阪市において、最大で総出力 25,200kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用し、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、対象事業実施区域では、クマタカの生息が確認されており、同区域の周辺ではその複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、これらのクマタカへの影響が懸念される。

また、当該区域の大部分は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく土砂流出防備保安林又は土砂崩壊防備保安林等に指定されており、同区域の周辺では、過去にも土砂流出・土砂崩壊等が発生していることから、土地の改変に慎重を要する地域である。本環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に対する三重県知事意見や松阪市長意見においても土砂災害等に言及されており、事業者は、本事業に係る自治体等の関係機関の意見を十分勘案するとともに、地域住民等の関係者に対し、丁寧かつ十分な説明を行うことが重要である。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。

1. 総論

（1）地方公共団体及び住民への説明について

事業者によると、説明会等は複数回実施しているとのことであるが、準備書に対する三重県知事意見や松阪市長意見において、地元において土砂災害等への不安が生じている旨等が述べられていることに加え、本事業の実施に伴い、2. の影響等が懸念されることから、事業者は、地元自治体等の関係機関の意見を十分勘案するとともに、地域住民等の関係者に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

（2）事後調査等について

- ア. 事後調査又は環境監視等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ. 上記アの追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程及び対応方針等を公開し、透明性を確保すること。
- ウ. 事後調査又は環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

（1）騒音等による影響

対象事業実施区域の周辺は複数の住居が存在しており、静穏な環境を有している地域である。一方で、風力発電設備の稼働に伴う騒音については、現況値から大きく増

加すると予測されている地点があることから、地域の生活環境への影響が懸念される。

このため、低騒音型の風力発電設備の採用等の発生源対策及び稼働調整等の更なる環境保全措置を検討・実施すること。

また、適切に環境監視等を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域では、クマタカの生息が確認されており、同区域の周辺ではその複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されていることから、これらのクマタカへの影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装又はシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置及び稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 土地の改変に対する環境影響

対象事業実施区域の大部分は、森林法に基づく土砂流出防備保安林又は土砂崩壊防備保安林に指定され、同区域及びその周辺には、山地災害危険地区調査要領（平成18年7月林野庁）に基づく山腹崩壊危険地域及び崩壊土砂流出危険地区等が存在していることに加え、同区域の周辺では、過去にも土砂流出・土砂崩壊等が発生していることから、土地の改変に慎重を要する地域である。また、同計画では、工事用・管理用道路の新設・拡幅等により、大規模な土地の改変が行われ、土工量が多いものとなっていることから、これらに伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境、植物及び生態系等への影響が懸念される。

このため、関係機関や地元自治体と十分に協議及び調整した上で、専門家等からの助言を踏まえ事業計画を再度検討すること。検討に当たっては、風力発電設備の配置及び輸送経路並びに工事用・管理用道路の線形を適切に見直し、擁壁等の構造物の活用等を図り、切土量及び盛土量を可能な限り少量化することで、同区域の土地の改変による水環境、植物及び生態系等への影響を回避又は極力低減すること。

また、区域外で処理することとしている発生残土については、関係機関や地元自治体と十分に協議及び調整した上で、適切に処理するとともに、その方法について、地域住民等の関係者に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。